

令和4年度入学
理学部学生のための

教員免許状取得の手引



令和4年4月

琉球大学理学部

目 次

1	理学部において取得できる教員免許状の種類	1
2	免許状取得に必要な最低修得単位数	1
3	免許状取得に必要な単位の修得方法	2
	(1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法	2
	(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法	3
	(3) 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法	4
	(4) 教育職員免許法第66条の6に定める科目の単位の修得方法	4
	(5) 「介護等の体験」について	4
	(6) リフレクション・デーについて	4
	(7) 理学部提供教職関係科目の前提科目について	5
	(8) 理学部教職課程履修モデル	
	1) 数理学科	6
	2) 物質地球科学科、海洋自然科学科	7
表1.	「教科及び教科の指導法に関する科目」(数理学科)	8
表2.	「教科及び教科の指導法に関する科目」(物質地球科学科)	10
表3.	「教科及び教科の指導法に関する科目」(海洋自然科学科)	13
表4.	「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法	16
表5.	教育職員免許法第66条の6に定める科目	18
表6.	専修免許取得に必要な単位(大学院博士前期課程)数理学専攻	19
表7.	専修免許取得に必要な単位(大学院博士前期課程)物質地球科学専攻	20
表8.	専修免許取得に必要な単位(大学院博士前期課程)海洋自然科学専攻	22

(資 料)

I	教育職員免許法(抜粋)	25
II	教育職員免許法施行規則(抜粋)	29
III	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の 特例等に関する法律(抜粋)	37
IV	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の 特例等に関する法律施行規則(抜粋)	37
V	教員免許取得までのフローチャート	39

1 理学部において取得できる教員免許状の種類及び免許教科

学 科	取得できる免許状の種類	免許教科	備 考
数 理 科 学 科	中学校教諭一種免許状	数 学	
	高等学校教諭一種免許状	数 学	
物 質 地 球 科 学 科	中学校教諭一種免許状	理 科	
	高等学校教諭一種免許状	理 科	
海 洋 自 然 科 学 科	中学校教諭一種免許状	理 科	
	高等学校教諭一種免許状	理 科	

2 免許状取得に必要な最低修得単位数

*基礎資格: 学士の学位を有すること

免許状の種類	免許教科	免許状取得に必要な科目及び最低修得単位数	備 考	
中学校教諭一種免許状	数 学 理 科	教科及び教科の指導法に関する科目	28単位	教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目 中免のみ必修
		教育の基礎的理解に関する科目	10単位	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	11単位	
		教育実践に関する科目	8単位	
		大学が独自に設定する科目	4単位	
		日本国憲法	2単位	
		体育	2単位	
		外国語コミュニケーション	2単位	
		情報機器の操作 介護等の体験	2単位 7日間	
高等学校教諭一種免許状	数 学 理 科	教科及び教科の指導法に関する科目	24単位	教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目
		教育の基礎的理解に関する科目	10単位	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	9単位	
		教育実践に関する科目	6単位	
		大学が独自に設定する科目	12単位	
		日本国憲法	2単位	
		体育	2単位	
		外国語コミュニケーション	2単位	
		情報機器の操作	2単位	

3 免許状取得に必要な単位の修得方法

(1)「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法

1) 数学の免許(中免、高免)

免許教科	免許法施行規則に定める教科及び教科の指導法に関する科目	開設授業科目	単位数	単位の修得方法
数 学	代数学	P8～9 の表1参照	P 8～9 の表1参 照	先の科目区分に応じて 開設された授業科目を P 8の表1からそれぞれ 1科目以上計28単位(高免は24単位)以上を 修得すること。 「計算機概論Ⅰ」は必ず 修得すること。 } 中免は全て必修、 高免はⅠ・Ⅱが必修
	幾何学			
	解析学			
	「確率論、統計学」			
	コンピュータ			
	数学科教育法Ⅰ			
	数学科教育法Ⅱ			
	数学科教育法Ⅲ 数学科教育法Ⅳ			

2) 理科の免許(中免、高免)

免許教科	免許法施行規則に定める教科及び教科の指導法に関する科目	開設授業科目	単位数	単位の修得方法	
理 科	物理学	物理学概論	2	} 中免・高免は全て必修	
	化学	化学概論	2		
	生物学	生物学概論	2		
	地学	地学概論	2		
	理 科	物理学実験 (コンピュータ活用を含む)	物理学基礎実験	1	} 中免は全て必修、 高免はこの中から 1単位以上選択必修
		化学実験 (コンピュータ活用を含む)	化学基礎実験	1	
		生物学実験 (コンピュータ活用を含む)	生物学基礎実験	1	
		地学実験 (コンピュータ活用を含む)	地学基礎実験	1	
	理 科	理科教育法Ⅰ	理科教育法Ⅰ	2	} 中免は全て必修、 高免はⅠ・Ⅱは必修
		理科教育法Ⅱ	理科教育法Ⅱ	2	
		理科教育法Ⅲ	理科教育法Ⅲ	2	
		理科教育法Ⅳ	理科教育法Ⅳ	2	

* 中免は、上記の表の全ての科目(20単位)を修得し、さらに所属する学科の「教科及び教科の指導法に関する科目」から8単位以上を修得すること。

* 高免は、上記の表の概論は全て(8単位)、基礎実験は物理、化学、生物、地学の中から1科目(1単位)以上、理科教育法Ⅰ及び理科教育法Ⅱ(4単位)を修得し、さらに所属する学科の「教科及び教科の指導法に関する科目」から11単位以上を修得すること。

* 「教科及び教科の指導法に関する科目」の科目名については、10ページ以降の表2理科(物質地球科学科)または表3理科(海洋自然科学科)を参照すること。

* 上記の「各教科の指導法」に対応する授業科目の内、「数学科教育法Ⅲ、Ⅳ」「理科教育法Ⅲ、Ⅳ」については理化学部が提供し、「数学科教育法Ⅰ、Ⅱ」「理科教育法Ⅰ、Ⅱ」については、教育学部が提供する。

(2)「教育の基礎的理解に関する科目等」*の単位の修得方法

科目	各科目に含めることが必要な事項	中免	高免
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、指導法、総合的な学習の時間等の教育に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	11	9
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
に教育実践に関する科目	教育実習	6※	4※
	教職実践演習	2	2
合計		29	25

* 本冊子では、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」を併せて、「教育の基礎的理解に関する科目等」とする。

【単位の修得方法】

- (1) 上記の各欄の科目名については6～7ページの履修モデルや16～17ページの表4を参照し、それぞれ定められた単位を修得する。事前のガイダンスに参加し、定められた期日に登録する必要がある場合もあるので掲示等に注意すること。
- (2) 上記の「教職実践演習」については理学部が提供し、その他の「教育の基礎的理解に関する科目等」については、教育学部が提供する。
- (3) 教育実習について
 - ①教育実習は4年次前学期に実習校で行う。
 - ②教育実習は中免は3週間、高免は2週間の期間実施する。
 - ③教育実習の仮登録は、前年度に行うので、理学部掲示板をよく確認すること。
 - ④「学校教育実践指導Ⅰ」が「教育実習」の前提科目となっているので注意すること。
また、「学校教育実践指導Ⅱ」は「教育実習」と同時履修すること。
 - ⑤教育実習謝金は本人負担。
- (4) 教職実践演習については、4年次後期に「教職実践演習(中・高)」を履修すること。

※免許法上の最低修得単位数より、本学の最低修得単位数が多いが、これは教育実習前の前提科目があるためであり、本学の最低修得単位数に従って修得すること。

(3)「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法

免許状の種類	免許教科	最低修得単位数	単位の修得方法
中学校教諭一種免許状	数 学 科	4単 位	最低修得単位数を超えて取得した「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位をもって充てる。
高等学校教諭一種免許状	数 学 科	12単 位	同上

(4)教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位の修得方法

18ページの表5からそれぞれに定められた単位を修得すること。

(5)「介護等の体験」について(中免のみ必修)

①「介護等の体験」の内容

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員法の特例に関する法律」第2条第1項において、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」(介護等の体験)と規定されており、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付き添い等の体験、あるいは掃除や洗濯のように高齢者等と直接接することはないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助等も含む幅広いものとする。

②申込み方法

理学部では3年次の4月に開催するオリエンテーションで申込み方法について説明する。
オリエンテーションの開催日時・場所等については学部掲示板に掲示するので必ず出席すること。

③「介護等の体験」の実施施設

沖縄県社会福祉協議会が指定する社会福祉施設
沖縄県内の特別支援学校

④「介護等の体験」の時期及び期間

理学部学生は、原則として3年次に実施する。
7日間(社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間)

⑤「介護等の体験」の費用

社会福祉施設等:7,500円(1,500円×5日)

(6)リフレクション・デーについて(必修)

理論と実践を結び付けた教職に関する学びを支援し、実践力の高い教員を要請するために、「リフレクション・デー」を設ける。「リフレクション・デー」とは、教員免許状の取得を希望する学生が必ず履修するセミナーであり、学生の教職科目に関する振り返りと次年度以降の履修計画等を見通すことで、本学における教員養成課程の全学的な質の保証と学生の教職志望意欲の向上を図る機会とする。

「リフレクション・デー」では、学生各自が作成した教職カルテ等を学びの履歴として用いて授業や様々な活動を通して、学んだ知識や技能などの振り返り(省察)を行う。

「リフレクション・デー」に参加しなかった者は、「学校教育実践指導II」の履修は認めないものとする。

※実施時期

リフレクション・デーの開催日時・場所等については学部掲示板に掲示するので必ず参加すること。

(7) 理学部提供教職関係科目の前提科目について

科目によっては前提科目(=「基礎修得科目」:指定科目を単位修得済みであることが登録の条件)が指定されているものがありますので、各入学年度の学生便覧をよく確認して計画的に履修してください。
理学部共通授業科目の前提科目及び注意事項は下記のとおりです。

区分	科目番号	授業科目	単位数	受講年次	学期	基礎修得科目及び注意事項
教科及び教科の指導法に関する科目	物共101 海共101	物理学概論	2	2～3年	前又は後期	先31「物理学Ⅰ」、先32「物理学Ⅱ」又は 転11「物理学入門Ⅰ」、転12「物理学入門Ⅱ」 ※各自所属学科の指定クラスを履修すること
	物共102 海共102	物理学基礎実験	1	2～3年	前又は後期	先33「物理学実験」 ※各自所属学科の指定クラスを履修すること
	物共103 海共103	化学概論	2	2～3年	前又は後期	先41「化学Ⅰ」、先42「化学Ⅱ」又は 転23「化学入門Ⅰ」、転24「化学入門Ⅱ」 ※各自所属学科の指定クラスを履修すること
	物共104 海共104	化学基礎実験	1	2～3年	前又は後期	先43「化学実験」 ※各自所属学科の指定クラスを履修すること
	物共105 海共105	生物学概論	2	2～3年	前又は後期	先51「生物学Ⅰ」、先52「生物学Ⅱ」 ※各自所属学科の指定クラスを履修すること
	物共106 海共106	生物学基礎実験	1	2～3年	前又は後期	先53「生物学実験」 ※各自所属学科の指定クラスを履修すること
	物共107 海共107	地学概論	2	2～3年	前又は後期	先23「地球科学Ⅰ」、先24「地球科学Ⅱ」 ※各自所属学科の指定クラスを履修すること
	物共108 海共108	地学基礎実験	1	2～3年	前又は後期	※各自所属学科の指定クラスを履修すること
	理共 353	数学科教育法Ⅲ	2	2～3年	前又は後期	理学部提供科目を履修すること
	理共 354	数学科教育法Ⅳ	2	2～3年	前又は後期	理学部提供科目を履修すること
	理共 358	理科教育法Ⅲ	2	3年	前期	理学部提供科目を履修すること
	理共 359	理科教育法Ⅳ	2	3年	後期	理学部提供科目を履修すること
教育実 践科 目に関 す	全教 411	教職実践演習	2	4年	後期	「教科及び教科の指導法に関する科目」、 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒 指導、教育相談等に関する科目」、「教育実 践に関する科目」のうちの「教育実習」の全て を履修済みであること。

* 理学部学生は、卒業研究を履修済みか履修中でなければ、教育実習への参加を認めない。

* 教育実習の登録までに「学校教育実践指導Ⅱ」及び「教職実践演習(中・高)」以外の全ての「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位を取得済みであることを原則とする。

* 令和4年度入学生よりリフレクション・デーが前提条件となる場合があるため、掲示等に注意すること。

理学部 教職課程履修モデル(数学)

(8) 1) 数理科学科

区 分		1年次		2年次		3年次		4年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教員免許法施行規則 第66条の6の科目		憲法概論、体育2単位、外国語2単位、情報機器の操作							
教科に及 関する 科目の 指導法	教科に関する専門的事項 (注1)			代数学、幾何学、解析学の区分 の科目から各1科目以上		確率統計学ⅠまたはⅡ			
	各教科の指導法(必)			計算機概論Ⅰ					
	各教科の指導法 (中免のみ必修)			数学科教育法Ⅰ		数学科教育法Ⅱ			
	各教科の指導法 (中免のみ必修)			数学科教育法Ⅲ、数学科教育法Ⅳ					
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	教職の意義(必)	教職入門(注2)							
	教育の理念(必)	教育原理(注2)							
	幼児、児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程(必)			教育心理学					
	教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項			教育社会学A、教育社会学B(いずれか1科目のみ選択必修)					
				教育の社会史(選択)					
	教育課程の意義及び 編成の方法(必)			教育課程					
特別の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒に対する理解			特別の支援を必要とする多様な子供への理解と支援						
道徳、総合的な学習の時間等 の指導法 及び 教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法(必)			道徳教育の理論と実践					
	総合的な学習の時間の指導法 (必)			総合的な学習の時間					
	教育の方法及び技術(必)			教育方法					
	情報通信技術を活用した教育の 理論及び方法(必)	教育におけるICT活用							
	特別活動の指導法(必)			特別活動論					
	生徒指導(必)			生徒指導論(進路指導を含む)					
	教育相談・進路指導(選択必 修)			教育相談、学校カウンセリング					
教育実 践に 関	教育実習					学校教育 実践指導Ⅰ	学校教育実践指導Ⅱ(注4) 教育実習:中免(4)・高免(2)		
	教職実践演習(必修)							教職実践 演習	
介護等 体験	介護等の体験 (中免のみ必修)			介護等の体験					
リフレクション・デー(必修) (注3)		第Ⅰ期リフレ クション・デー				第Ⅱ期リフレ クション・デー			

注1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の表を参照して履修すること。

注2. 1年次で履修することになっているが、教育学部及び高年次優先なので、1年次で登録履修できない場合がある。

教育原理については、「教職入門」を前提科目とする。

注3. リフレクション・デーの実施時期等は学部掲示板に掲示する。

注4. 通年科目であるため前学期・後学期ともWeb登録すること。前提科目「学校教育実践指導Ⅰ」。

◆多くの講義は前または後学期のいずれかしか開講されないので注意すること。

◆科目によっては、前提科目(指定科目を単位修得済み)の指定があるので留意のこと。

◆「リフレクション・デー」、「介護等の体験」や「教育実習」は実習場所の登録や事前のガイダンスに参加する必要があるため、掲示等に注意すること。

理学部 教職課程履修モデル(理科)

2) 物質地球科学科、海洋自然科学科

区分		1年次		2年次	3年次		4年次	
		前期	後期		前期	後期	前期	後期
教員免許法施行規則 第66条の6の科目		憲法概論、体育2単位、外国語2単位、情報機器の操作						
指導科 法及 び 教 科 に 関 する の 科 目	教科に関する 専門的事項 (注1)			物理学概論、物理学基礎実験、地学概論、 地学基礎実験、化学概論、化学基礎実験、 生物学概論、生物学基礎実験				
	各教科の指導法 (高免必修)				理科教育法 I 理科教育法 II			
	各教科の指導法 (中免必修)				理科教育法 I 理科教育法 III	理科教育法 II 理科教育法 IV		
教育の 基礎 的 理 解 に 関 する 科 目	教職の意義(必)	教職入門(注2)						
	教育の理念(必)	教育原理(注2)						
	幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程(必)			教育心理学				
	教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項			教育社会学A、教育社会学B(いずれか1科目のみ選択必修)				
	教育課程の意義及び 編成の方法(必)			教育の社会史(選択)				
	特別の支援を必要とする幼 児、児童及び生徒に対する理 解			教育課程				
道徳、総合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 する 科 目	道徳の理論及び指導法(必)			道徳教育の理論と実践				
	総合的な学習の時間の指導 法(必)			総合的な学習の時間				
	教育の方法及び技術(必)			教育方法				
	情報通信技術を活用した教 育の理論及び方法(必)	教育におけるICT活用						
	特別活動の指導法(必)			特別活動論				
	生徒指導(必)			生徒指導論(進路指導を含む)				
	教育相談・進路指導(選択必 修)			教育相談、学校カウンセリング				
教育 する 実 践 に 関 する 科 目	教育実習				学校教育 実践指導 I	学校教育実践指導 II(注4)	教育実習:中免(4)・高免(2)	
	教職実践演習(必修)						教職実践 演習	
介護等 体験	介護等の体験 (中免のみ必修)			介護等の体験				
リフレクション・デー (注3)			第 I 期リフレク ション・デー			第 II 期リフレク ション・デー		

注1. 中免は8科目全て、高免は概論4科目と実験1科目、この他に「教科及び教科の指導法に関する科目」を指定単位以上履修すること。

注2. 1年次で履修することになっているが、教育学部及び高年次優先なので、1年次で登録履修できない場合がある。

教育原理については、「教職入門」を前提科目とする。

注3. リフレクション・デーの実施時期等は学部掲示板に掲示する。

注4. 通年科目であるため前学期・後学期ともWeb登録すること。前提科目「学校教育実践指導 I」。

◆多くの講義は前または後学期のいずれかしか開講されないで注意すること。

◆科目によっては、前提科目(指定科目を単位取得済み)の指定があるので留意のこと。

◆「リフレクション・デー」、「介護等の体験」や「教育実習」は実習場所の登録や事前のガイダンスに参加する必要があるため、掲示等に注意すること。

教科及び教科の指導法に関する科目

表1. 免許教科 数学（数理科学科）

免許 教科	免許法施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考
		授 業 科 目	教員免許取得上の必 修・選択（単位数）**		
			必修	選択	
数学（中学校一種免許・高等学校一種免許）	代 数 学	代 数 学 序 論 I		2	これら4科目から 2単位必修
		代 数 学 序 論 II		2	
		代 数 学 序 論 演 習 I		2	
		代 数 学 序 論 演 習 II		2	
		代 数 学 I		2	
		代 数 学 II		2	
		代 数 学 III		2	
		代 数 学 IV		2	
		代 数 学 特 論 I		2	
		代 数 学 特 論 II		2	
	幾 何 学	幾 何 学 序 論 I		2	これら4科目から 2単位必修
		幾 何 学 序 論 II		2	
		幾 何 学 序 論 演 習 I		2	
		幾 何 学 序 論 演 習 II		2	
		幾 何 学 I		2	
		幾 何 学 II		2	
		幾 何 学 III		2	
		幾 何 学 IV		2	
		幾 何 学 特 論 I		2	
		幾 何 学 特 論 II		2	
	解 析 学	解 析 学 序 論 I		2	これら4科目から 2単位必修
		解 析 学 序 論 II		2	
		解 析 学 序 論 演 習 I		2	
		解 析 学 序 論 演 習 II		2	
		解 析 学 I		2	
		解 析 学 II		2	
		解 析 学 III		2	
		解 析 学 IV		2	
		関 数 解 析 学 I		2	
		関 数 解 析 学 II		2	
関 数 解 析 学 III			2		
関 数 解 析 学 IV			2		

免許 教科	免許法施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考
		授 業 科 目	教員免許取得上の必 修・選択 (単位数)**		
	科 目		必修	選択	
数学 (中学校一種免許・高等学校一種免許)	解 析 学	解析学特論 I		2	
		解析学特論 II		2	
		関数解析学特論 I		2	
		関数解析学特論 II		2	
	「確率論、統計学」	確率統計学 I		2	これら2科目から 2単位必修
		確率統計学 II		2	
	コ ン ピ ュ ー タ	計算機概論 I	2		
		計算機概論 II		2	
		組 合 せ 論		2	
		情 報 理 論 I		2	
		情 報 理 論 II		2	
		数 理 論 理 学		2	
		情報数理学特論 I		2	
情報数理学特論 II			2		
各教科の指導法	数学科教育法 I	2		中免のみ必修 中免のみ必修	
	数学科教育法 II	2			
	数学科教育法 III		2		
	数学科教育法 IV		2		

* 2ページの単位の修得方法に従って修得すること

** 卒業要件上の必修・選択科目については学生便覧に従って修得すること

教科及び教科の指導法に関する科目

表2. 免許教科 理科 (物質地球科学科)

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備考
		授 業 科 目	教員免許取得上の必修・選択(単位数)**		
	科 目		必修	選択	
理科 (中学校一種免許・高等学校一種免許)	物 理 学	物 理 学 概 論	2		物物132を履修すること
		力 学		2	
		解 析 力 学		2	
		物 理 数 学 I		2	
		物 理 数 学 II		2	
		初 等 量 子 力 学		2	
		熱 力 学		2	
		量 子 力 学		2	
		統 計 力 学		2	
		電 磁 気 学 I		2	
		電 磁 気 学 II		2	
		物 理 学 基 礎 演 習 I		2	
		物 理 学 基 礎 演 習 II		2	
		力 学 演 習		2	
		解 析 力 学 演 習		2	
		初 等 量 子 力 学 演 習		2	
		熱 力 学 演 習		2	
		量 子 力 学 演 習		2	
		統 計 力 学 演 習		2	
		物 理 数 学 III		2	
		物 理 数 学 IV		2	
		相 対 論		2	
		量 子 力 学 特 論		2	
		統 計 力 学 特 論		2	
		エレクトロニクス入門		2	
		電 磁 気 学 演 習 I		2	
		電 磁 気 学 演 習 II		2	
		プログラミング入門		2	
		数 値 解 析 演 習 I		2	
		数 値 解 析 演 習 II		2	
		原 子 物 理 学		2	
計 算 物 理 学		2			
波 動 論		2			
光 学		2			
物 性 論		2			
宇 宙 物 理 学		2			

○印の科目については中学校免許は必修、高校免許は1単位選択必修

* 2ページの単位の修得方法に従って修得すること

**卒業要件上の必修・選択科目については学生便覧に従って修得すること

免許 教科	免許法施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考
		授 業 科 目	教員免許取得上の必 修・選択(単位数)**		
			必修	選択	
理科 (中学校 一種免許・高等学校 一種免許)	地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	○ 地 学 基 礎 実 験	1		
		偏 光 顕 微 鏡 実 習		2	
		地 史 学 実 験		2	
		海 洋 微 古 生 物 学 実 験		2	
		岩 石 鉱 物 学 実 験		2	
		海 洋 地 質 学 実 験		2	
		地 震 学 実 験		2	
		気 象 学 実 験		2	
		海 洋 地 学 実 習		1	
	各 教 科 の 指 導 法	理 科 教 育 法 I	2		
	理 科 教 育 法 II	2			
	理 科 教 育 法 III		2	中免のみ必修	
	理 科 教 育 法 IV		2	中免のみ必修	

○印の科目については中学校免許は必修、高校免許は1単位選択必修

* 2ページの単位の修得方法に従って修得すること

** 卒業要件上の必修・選択科目については学生便覧に従って修得すること

教科及び教科の指導法に関する科目

表3. 免許教科 理科（海洋自然科学科）

免許 教科	免許法施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考	
		授 業 科 目	教員免許取得上の必 修・選択(単位数)**			
	科 目		必修	選択		
理科（中学校一種免許・高等学校一種免許）	物 理 学	物 理 学 概 論	2			
	物 理 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	○ 物 理 学 基 礎 実 験	1			
	化 学	化 学 概 論		2		
		物 理 化 学 I			2	
		有 機 化 学 I			2	
		分 析 化 学 I			2	
		無 機 化 学 I			2	
		物 理 化 学 II			2	
		物 理 化 学 III			2	
		物 理 化 学 IV			2	
		有 機 化 学 II			2	
		有 機 化 学 III			2	
		有 機 化 学 IV			2	
		有 機 反 応 論			2	
		天 然 物 化 学			2	
		有 機 化 学 演 習			2	
		分 析 化 学 II			2	
		放 射 化 学			2	
		機 器 分 析			2	
		サ ン ゴ 礁 の 化 学			2	
地 球 化 学			2			
無 機 化 学 II			2			
錯 体 化 学			2			

○印の科目については中学校免許は必修、高校免許は1単位選択必修

* 2ページの単位の修得方法に従って修得すること

**卒業要件上の必修・選択科目については学生便覧に従って修得すること

免許 教科	免許法施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考
		授 業 科 目	教員免許取得上の必 修・選択(単位数)**		
	科 目		必修	選択	
理科(中学校一種免許・高等学校一種免許)	化 学	固 体 化 学 海 洋 無 機 化 学 海 洋 有 機 化 学 計 算 機 化 学 概 論 化 学 英 語 化 学 統 計 熱 力 学 環 境 化 学 海 洋 化 学 概 論 物 性 物 理 化 学 光 化 学 ア ー ド バ ン ス ト 物 理 化 学 電 気 化 学		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	○ 化 学 基 礎 実 験 有 機 化 学 実 験 I 有 機 化 学 実 験 II 分 析 化 学 実 験 I 分 析 化 学 実 験 II 分 析 化 学 特 別 実 習 放 射 化 学 実 験 海 洋 無 機 化 学 実 験 海 洋 有 機 化 学 実 験 物 理 化 学 実 験 無 機 化 学 実 験	1	 1 1 1 1 2 2 2 2 2	
	生 物 学	生 物 学 概 論 熱 帯 生 物 科 学 概 論 熱 帯 生 物 生 産 学 概 論 生 物 学 ゼ ミ ナ ー ル I 生 物 学 ゼ ミ ナ ー ル II 植 物 生 態 学 植 物 分 類 学 動 物 分 類 学	2	 2 2 2 2 2 2 2	

○印の科目については中学校免許は必修、高校免許は1単位選択必修

* 2ページの単位の修得方法に従って修得すること

**卒業要件上の必修・選択科目については学生便覧に従って修得すること

免許 教科	免許法施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考
		授 業 科 目	教員免許取得上の必 修・選択(単位数)**		
	科 目		必修	選択	
理科 (中学校一種免許・高等学校一種免許)	生 物 学	サンゴ礁生態学		2	
		分子細胞生物学		2	
		環境適応生理学		2	
		比較内分泌学		2	
		海洋生物生産学		2	
		陸水生態学		2	
		脊椎動物学		2	
		細胞学		2	
		藻類学		2	
		無脊椎動物学		2	
		海洋資源生物学		2	
		海洋動物行動学		2	
		分子生理学		2	
		発生生物学		2	
		サンゴ礁多様性保全学		2	
	海洋生態学		2		
	植物生理学		2		
	動物生態学		2		
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む)	○生物学基礎実験 サンゴ礁生物学特別実験Ⅰ サンゴ礁生物学特別実験Ⅱ 生物学野外実習 進化生態学実習Ⅰ～Ⅹ 熱帯生命機能学実習Ⅰ～Ⅶ 海洋生物生産学実習Ⅰ～Ⅹ	1	1 1 2 1 1 1	
	地 学	地 学 概 論	2		
	地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	○地 学 基 礎 実 験	1		
	各教科の指導法	理 科 教 育 法 Ⅰ	2		
		理 科 教 育 法 Ⅱ	2		
		理 科 教 育 法 Ⅲ		2	中免のみ必修
		理 科 教 育 法 Ⅳ		2	中免のみ必修

○印の科目については中学校免許は必修、高校免許は1単位選択必修

* 2ページの単位の修得方法に従って修得すること

**卒業要件上の必修・選択科目については学生便覧に従って修得すること

「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法

表4. 中学校教諭一種免許（数学、理科）、高等学校教諭一種免許（数学、理科）

施行規則に定める科目区分等		免許法上の最低修得単位数		左記に対応する 本学の授業科目	単 位 数	本学の必修・ 選択の別		備考
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位数				中 免	高 免	
		中 免	高 免					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原理	2	必修	必修	選択必修 この中より1科目 修得する
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			教職入門	2	必修	必修	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育社会学A	2	選必	選必	
				教育社会学B	2	選必	選必	
	教育の社会史			2	選択	選択		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2	必修	必修	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	1	必修	必修	
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程	1	必修	必修				
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育の理論と実践	2	必修	—	中免のみ必修
	総合的な学習の時間の指導法			総合的な学習の時間	1	必修	必修	
	特別活動の指導法			特別活動論	2	必修	必修	
	教育の方法及び技術			教育方法	1	必修	必修	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			教育におけるICT活用	1	必修	必修	
	生徒指導の理論及び方法			生徒指導論(進路指導を含む)	2	必修	必修	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			学校カウンセリング	2	選必	選必	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談	2	選必	選必	
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	学校教育実践指導Ⅰ	1	必修	必修	中免6単位必修 高免4単位必修
				学校教育実践指導Ⅱ	1	必修	必修	
				中学校教育実習	4	必修	—	
				高等学校教育実習	2	—	必修	
	教職実践演習	2	2	教職実践演習(中高)	2	必修	必修	
免許法上の最低修得単位数 計		27	23	本学の最低修得単位数計		29	25	

注意

- この表の中から必修・選択併せて、中免29単位以上、高免25単位以上修得すること。
- 免許法上の最低修得単位数より、本学の最低修得単位数の方が多いが、これは教育実習前の前提科目があるためであり、本学の最低修得単位数に従って修得すること。
- 各教科の指導法については、取得予定の免許教科の教育法(「数学科教育法Ⅲ,Ⅳ」、「理科教育法Ⅲ,Ⅳ」については理学部提供に限る)の科目を修得すること。

4. 「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の必要とする最低修得単位数を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として使用することができる。

5. 教育実習は免許状の学校種の実習を修得すること(修得方法については、時間割・掲示版で指示する)。

6. 中免と高免の両方を取得希望する者は、「中学校教育実習」を修得すること。

7. 中免の取得については「介護等の体験」が義務づけられている(4頁を参照のこと)。

8. 単位の修得方法については3ページも参照すること。

9. 教職実践演習については、4年次後期に「教職実践演習(中・高)」を履修すること。

***理学部学生は、卒業研究を履修済みか履修中でなければ、教育実習への参加を認めない。**

****教育実習謝金は本人負担となる。**

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

表5. 中学校教諭一種免許(数学、理科)、高等学校教諭一種免許(数学、理科)

認定を受けようとする学部・学科等		免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開設授業科目名			備 考
				授 業 科 目	理学部での必選の別(単位数)		
学 部	学 科	科 目	最低修得単位数			必修	選択
理学部	数理科学科	日本国憲法	2	憲 法 概 論		2	必修
		体 育	2	健康・スポーツ科学 運動・スポーツ科学演習		2	この中から2単位必修
	物質地球科学科 海洋自然科学科	外国語コミュニケーション	2	大 学 英 語		4	この中から2単位必修
			インテンシブドイツ語 I	4			
			インテンシブフランス語 I	4			
			インテンシブスペイン語 I	4			
			ド イ ツ 語 入 門 I	2			
			フ ラ ン ス 語 入 門 I	2			
			ス ペ イ ン 語 入 門 I	2			
			中 国 語 基 礎 I	4			
朝 鮮 語 基 礎 I	4						
インドネシア語基礎 I	4						
タ イ 語 基 礎 I	4						
ロ シ ア 語 入 門 I	2						
ヴ ェ ト ナ ム 語 基 礎 I	4						
ラ テ ン 語 入 門 I	2						
	情報機器の操作	2	情 報 科 学 演 習		2	必修	

表 6. 専修免許取得に必要な単位 (大学院博士前期課程)

※免許状の基礎資格：修士の学位を有すること (短大を除く大学の専攻科または大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)

数理科学専攻

免許 教科	免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考	
		授業科目	教員免許取得上の 必修・選択 (単位 数)		
			必修		選択
数学 (中学校専修免許・高等学校専修免許)	大学が独自に設定する科目 (教科及び教科の指導法に関する科目)	整数論		4	
		代数幾何学		4	
		多様体論		4	
		位相幾何学		4	
		近似理論		4	
		作用素環論		4	
		関数論		4	
		関数空間論		4	
		数理統計学		4	
		情報数学		4	
		応用代数学		4	
		確率過程論		4	
		数理科学講究 I		4	
		数理科学講究 II		4	
		数理科学特別研究 I		6	
数理科学特別研究 II		6			
最低修得単位数				24	

表 7. 専修免許取得に必要な単位 (大学院博士前期課程)

※免許状の基礎資格：修士の学位を有すること (短大を除く大学の専攻科または大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)

物質地球科学専攻

免許 教科	免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	教員免許取得上の 必修・選択 (単位数)		
			必修	選択	
理科 (中学校専修免許・高等学校専修免許)	大学が独自に設定する科目 (教科及び教科の指導法に関する科目)	場の理論		2	
		物性学特論		2	
		誘電体論		2	
		低温物性物理学		2	
		物性物理学基礎論		2	
		一般相対論とその応用		2	
		相対論的宇宙物理学入門		2	
		素励起物理学		2	
		粒子線物理学		2	
		高分子物理学		2	
		磁気共鳴物理学		2	
		表面物理基礎論		2	
		構造不規則系の物性論		2	
		磁性体物理学		2	
		宇宙物理学特論		2	
		固体電子論		2	
		複雑系物理学		2	
		地殻変動モニタリング特論 I		2	
地殻変動モニタリング特論 II		2			
地球化学特論 I		2			
地球化学特論 II		2			

免許 教科	免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	教員免許取得上の 必修・選択（単位数）		
			必修	選択	
理科（中学校専修免許・高等学校専修免許）	大学が独自に設定する科目（教科及び教科の指導法に関する科目）	地震学特論Ⅰ		2	
		地震学特論Ⅱ		2	
		地史・古生物学特論Ⅰ		2	
		地史・古生物学特論Ⅱ		2	
		変成岩岩石学特論Ⅰ		2	
		変成岩岩石学特論Ⅱ		2	
		地形学特論Ⅰ		2	
		地形学特論Ⅱ		2	
		海洋リモートセンシング特論Ⅰ		2	
		海洋リモートセンシング特論Ⅱ		2	
		気象学特論Ⅰ		2	
		気象学特論Ⅱ		2	
		サンゴ礁地球科学Ⅰ		2	
		サンゴ礁地球科学Ⅱ		2	
		数値天気予報特論Ⅰ		2	
		数値天気予報特論Ⅱ		2	
		物質地球科学特別演習Ⅰ		1. 5	
		物質地球科学特別演習Ⅱ		1. 5	
		物質地球科学特別演習Ⅲ		1. 5	
		物質地球科学特別演習Ⅳ		1. 5	
		物質地球科学特別研究Ⅰ		3	
		物質地球科学特別研究Ⅱ		3	
物質地球科学特別研究Ⅲ		3			
物質地球科学特別研究Ⅳ		3			
最低修得単位数				24	

表 8. 専修免許取得に必要な単位 (大学院博士前期課程)

※免許状の基礎資格：修士の学位を有すること (短大を除く大学の専攻科または大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)

海洋自然科学専攻

免許 教科	免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考	
		授業科目	教員免許取得上の 必修・選択 (単位数)		
			必修		選択
理科 (中学校専修免許・高等学校専修免許)	大学が独自に設定する科目 (教科及び教科の指導法に関する科目)	有機合成化学特論		2	
		立体化学特論		2	
		分子分光化学特論		2	
		生態関連物質化学特論		2	
		機能材料化学特論		2	
		分析化学特論		2	
		有機金属化学特論		2	
		錯体化学特論		2	
		触媒化学特論		2	
		海洋生態化学特論		2	
		大気化学特論		2	
		分子光化学特論		2	
		レーザー分光計測特論		2	
		地殻内部水圏化学特論		2	
		環境分析化学特論		2	
		天然生理活性物質特論		2	
		分子変換化学特論		2	
		島嶼生態学特論		2	
		植物系統進化学特論		2	
		環境適応生理学特論		2	
ホヤから見た海棲生物の生き方		2			
細胞生物学特論		2			
分子生理学特論		2			

免許 教科	免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考	
		授業科目	教員免許取得上の 必修・選択（単位数）		
			必修		選択
理科（中学校専修免許・高等学校専修免許）	大学が独自に設定する科目（教科及び教科の指導法に関する科目）	水産生物学特論		2	
		海洋動物行動学特論		2	
		海洋分子生態学特論		2	
		藻類学特論		2	
		海洋生態学特論		2	
		動物系統学特論		2	
		比較内分泌学特論		2	
		植物生態学特論		2	
		サンゴ礁生態学特論		2	
		海洋環境学特論		2	
		進化生態学特論		2	
		海洋生物学特論		2	
		植物生分解学特論		2	
		海洋動物分類学特論		2	
		進化生殖生物学特論		2	
		植物分類・地理学特論		2	
		環境応答形態学特論		2	
		微生物生態学特論		2	
		分子細胞生物学特論		2	
		動物進化・多様性学特論		2	
		科学英文作成特論		2	
		動物生態学特論		2	
		共生生物学特論		2	
植物分類学特論		2			
海洋自然科学特別演習Ⅰ		1	5		
海洋自然科学特別演習Ⅱ		1	5		

免許 教科	免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考	
		授業科目	教員免許取得上の 必修・選択（単位数）		
			必修		選択
理科（中学校専修免許・高等学校専修免許）	大学が独自に設定する科目 （教科及び教科の指導法に関する科目）	海洋自然科学特別演習Ⅲ		1. 5	
		海洋自然科学特別演習Ⅳ		1. 5	
		海洋自然科学特別研究Ⅰ		3	
		海洋自然科学特別研究Ⅱ		3	
		海洋自然科学特別研究Ⅲ		3	
		海洋自然科学特別研究Ⅳ		3	
最低修得単位数				2 4	

資 料

- I 教育職員免許法(抜粋)
- II 教育職員免許法施行規則(抜粋)
- III 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(抜粋)
- IV 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(抜粋)
- V 教員免許取得までのフローチャート

I 教育職員免許法（抜粋）

第1章 総則

第1条～第2条（略）

（免許）

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。
- 3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 （略）

第3条の2（略）

第2章 免許状

（種類）

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2～4 （略）

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

- 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教
- 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

6 （略）

第4条の2 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第2項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

（授与）

第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 18歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

略

(免許状の授与の手續等)

第5条の2 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

- 2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。
- 3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

第6条～第23条 (略)

別表第一（第5条，第5条の2関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

備考

- 1 この表における単位の修得方法については，文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 1の2 （略）
- 2 第二欄の「修士の学位を有すること」には，学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ）の専攻科若しくは文部科学大臣するこれに相当する課程に一年以上在学し，30単位以上修得した場合を含むものとする。（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）
- 2の2 第二欄の「学士の学位を有すること」には，学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。（別表第二の場合においても同様とする。）
- 2の3 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には，学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合，文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。（別表第二の二の場合においても同様とする。）
- 3 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては，第三欄の「大学」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 4 この表の規定により幼稚園，小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園，小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については，特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

- 5 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
 - ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの
- 6 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
- 7 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 8 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

Ⅱ 教育職員免許法施行規則（抜粋）

第1章 単位の修得方法等

〔単位の修得方法等〕

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

〔単位の計算方法〕

第1条の2 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第14条第2項及び第3項、大学通信教育設置基準（昭和50年文部省令第33号）第5条、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項、専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第11条第2項及び第3項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第5条に定める基準によるものとする。

〔基礎資格を取得する場合の単位の修得方法〕

第1条の3 免許法別表第一備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

〔幼稚園教諭の科目の単位の修得方法〕

第2条（略）

〔小学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第3条（略）

〔中学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第4条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単	第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
最低	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)	6 (3)
		教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			

修 得 単 位		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	10 (6)	6 (4)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	5 (3)	5 (3)
教職実践演習			2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4	

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれに定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）
- ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、 「社会学、経済学」、 「哲学、倫理学、宗教学」
- ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピューター
- ニ 理科 物理学、物理学実験（コンピューター活用を含む。）、化学、化学実験（コンピューター活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピューター活用を含む。）、地学、地学実験（コンピューター活用を含む。）
- ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統的音楽及び諸民族の音楽を含む。）
- ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディアを含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
- ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動学方法を含む。）、生理学（運動生理を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保

健、学校安全及び救急処置を含む。)

チ (略)

リ 技術 木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。)、機械(実習を含む。)
電気(実習を含む。)、栽培(実習を含む。)、情報とコンピューター(実習を含む。)

ヌ 家庭 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)、被服学(被服製作実習を含む。)、食物学
(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)、住居学、保育学(実習を含む。)

ル (略)

ヲ (略)

ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

カ (略)

- 2 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない(次条第1項の表の場合においても同様とする。)
- 3 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする(次条第1項の表においても同様とする。)
- 4 第1号中「」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする(次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。)ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目(商船をもつて水産と替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。
- 5 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 6 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、2単位以上を修得するものとする(次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。)
- 7 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)次条第1項の表備考台3号の場合において同じ。)の教育を中心とするものとする。
- 8 教育実習の単位は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。)において、教員(海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。)として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(教育実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる(次条第1項の表の場合においても同様とする。)
- 8の2 前号に規定する実務証明責任者は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。)の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第3の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第67条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする(次条第1項の表の場合においても同様とする。)
- 9 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数(専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

2~4 (略)

〔高等学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第5条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低修得単位数	第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	24
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		
	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)	10 (4)
		教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8 (5)	8 (5)
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
		生徒指導の理論及び方法		
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				

位	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3 (2)	3 (2)
			教職実践演習	2	2
数	第六欄	大学が独自に設定する科目		36	12

備考

1 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれに定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学

ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌

ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）、哲学、倫理学、宗教学、心理学」

ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピューター

ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピューター活用を含む。）、化学実験（コンピューター活用を含む。）、生物学実験（コンピューター活用を含む。）、地学実験（コンピューター活用を含む。）」

ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」

ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディアを含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」

チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」

リ (略)

ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動学方法を含む。）、生理学（運動生理を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」

ル (略)

ヲ (略)

ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理

カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピューター・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業

ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導

タ 工業 工業の関係科目、職業指導

レ (略)

ソ (略)

ツ (略)

ネ (略)

ナ (略)

ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

ム (略)

2 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指

導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

- 3 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
- 4 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 5 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- 6 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
- 7 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては8単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては6単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては4単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

2～4 (略)

第6条 削除

〔養護教諭の科目の単位の修得方法〕

第9条 (略)

〔栄養教諭の科目の単位の修得方法〕

第10条 (略)

〔一種免許を有する者等の単位数〕

第10条の2 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規程により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第20条第1項、第22条第3項及び第66条の8において同じ。）、教諭の教育の基礎的理解に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第22条第3項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第2条から第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

4 第7条第4項又は第6項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合、当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合又は特別支援学校教諭の二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合には、同条第4項又は第6項に定める単位数のうち二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなす。

5 第7条第4項又は第6項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該新教育領域を定めた二種免許状の授与を受けるため、又は二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を同条第4項又は第6項に定める一種免許状に係る単位数に含めることができる。ただし、同条第3項又は第5項に定める単位数のうち、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。

第10条の3 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第26条第1項、短期大学設置基準第16条第1項、専門職短期大学設置基準第23条第1項又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位数に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校 教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第24条第1項、短期大学設置基準第14条、専門職短期大学設置基準第21条第1項又は専門職大学院設置基準第21条若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第 1 1 条～第 6 6 条の 5 (略)

〔科目の単位〕

第 6 6 条の 6 免許法別表第一備考第 4 号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目 2 単位又は情報機器の操作 2 単位とする。

第 6 6 条の 7～第 7 6 条 (略)

附 則 (略)

Ⅲ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第4条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨の通りに、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則 (略)

Ⅳ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

(介護等の体験の期間)

第1条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項の文部科学省令で定める期間は、7日間とする。

(介護等の体験を行う施設)

第2条 特例法第2条第1項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち、同法第81条第2項若しくは第3項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第56条、第56条の2（これらの規定を第79条、第79条の6又は第108条第1項において準用する場合を含む。）、第86条（第108条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第140条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）

二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設

三 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設

四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設

五 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設

六 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。）を行う施設

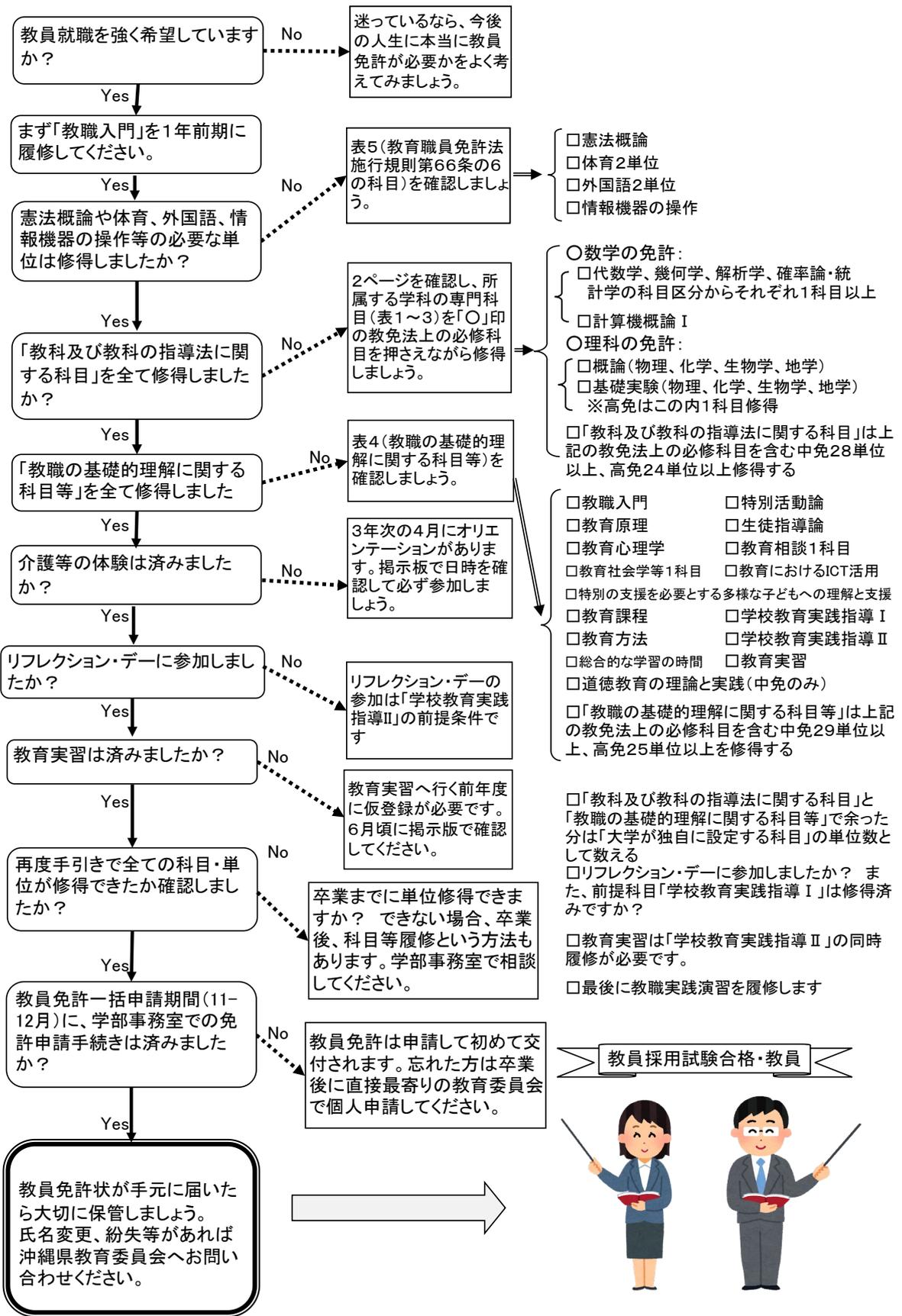
七 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する居宅生活支援事業又は養護事業を行う施設

- 八 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設、介護医療院又は居宅サービス（通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）若しくは地域密着型サービス（複合型サービスに限る。）を行う施設
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（療養介護、生活介護短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設
- 十一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定する国立ハンセン病療養所等
- 十二 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設
- 十三 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設
（介護等の体験を免除する者）
- 第3条 特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。
- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者
- 二 保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者
- 三 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者
- 四 保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者
- 五 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者
- 六 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者
- 七 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者
- 九 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者
- 十 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者
- 2 特例法第2条第3項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者とする。
（介護等の体験に関する証明書）
- 第4条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第5条の2第1項の規定による免許状の授与の申出を行うにあたって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。
- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
- 3 証明書の様式は、別記様式（省略）のとおりとする。

附 則 （略）

V 教員免許取得までのフローチャート (理学部)

Yes →
No→



教員採用試験合格・教員

